

新・資料で考える憲法 初版第一刷補遺

初版第一刷（二〇一二年四月一日）以降に、**基本判例18** 非嫡出子相続分訴訟において、最高裁の新しい見解があったため、**基本判例18**の判例を差し替える。また、それと関連して、本書一〇〇頁七行目から始まる一文を左記に差し替える。

● 一〇〇頁七行目

……注目される。この問題について最高裁は一九九五年非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定の立法理由として法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整をあげ、合理的な根拠があり合憲としていたが、二〇一三年九月四日大法廷決定は、遅くとも二〇〇一年七月当時においては、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、違憲とした（**基本判例18**）。また、……

● **基本判例18** 非嫡出子相続分訴訟（二一六頁）

（最大法平成二五年九月四日判時二一九七号一〇頁）

事実 民法九〇〇条四号ただし書前段（本件規定）は、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一」とし

して不断に検討され、吟味されなければならない。」「昭和二二年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとつては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。」「以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成一三年七月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたといえるべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成一三年七月当時において、憲法一四一条一項に違反していたものといえるべきである。』

ている。平成一三年七月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子Yらが、非嫡出子である原告人Xらに対し、遺産分割の審判を申し立てた。原審東京高裁は、本件規定は憲法一四一条一項に違反しないと判断し、本件規定を適用してAの遺産分割をすべきものとした。そこで、Xらは、本件規定が違憲無効であると訴えて、最高裁に特別抗告した。

決定要旨 破棄差戻し

最高裁平成七年七月五日大法廷決定（民集四九卷七号一七八九頁）は、「嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその二分の一と定めた本件規定につき、『民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものである』とし、その定めが立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということはできないのであって、憲法一四一条一項に反するものとはいえない」と判断した。』

しかし、「嫡出子と嫡出でない子の法定相続分をどのように定めるかということについては」以下に述べるような「事柄を総合的に考慮して決せられるべきものであり、また、これらの事柄は時代と共に変遷するものでもあるから、その定める合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照ら